

○財務省告示第八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成三十一年四月十九日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百  
三十四回、第三百三十五回、第  
三百三十九回、第三百四十回、第  
第三百四十一回、第三百四十二  
回、第三百四十三回、第三百四  
十五回、第三百四十六回、第三  
百四十七回及び第三百四十八  
回）、利付国庫債券（二十年）  
（第七十九回、第八十四回、第  
八十五回、第八十六回、第八十  
七回、第八十八回、第九十回、  
第九十一回、第九十二回、第九  
十三回、第九十四回、第九十五  
回、第九十六回、第九十七回、  
第九十八回、第九十九回、第  
百回、第一百一回、第一百二回  
、第一百三回、第一百四回、第  
百一十五回、第一百十六回、第  
百一十七回、第一百十八回、第  
百一十九回、第一百二十回、第  
百二十一回、第一百二十二回、  
第一百二十三回、第一百二十四  
回、第一百二十五回、第一百二十六  
回、第一百二十七回、第一百二十八  
回、第一百二十九回、第一百三十  
回、第三十一年）（第二回、第  
三回、第四回、第七回、第九  
回及び第十六回）  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項

二 発行の根拠  
法律及びその  
の法律の根拠  
の法律の根拠

十二	利率	(別表のとおり)	$\frac{1 + \left[ \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right]}{100} \times \text{残存年数}$
十一	発行日	平成三十一年四月十九日	$100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}$
十	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額	$\frac{\text{額面金額}}{100}$
九	振替単位	簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	$\frac{\text{額面金額}}{100}$
八	最低額面金額	五万円	$\frac{\text{額面金額}}{100}$
七	払込金額	六千五百五億六千八百五十万円	$\frac{\text{額面金額}}{100}$
六	発行額	円	$\frac{\text{額面金額}}{100}$
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	$\frac{\text{額面金額}}{100}$
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	$\frac{\text{額面金額}}{100}$
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	$\frac{\text{額面金額}}{100}$

十三 経過の払込み

募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／子に  
100×各期の発行対象国債の第十号  
支払日までの発行日数が発行回数  
に規定する支払期日は、発行日／365

十四 利子

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

十五 償還金額  
十六 入札の基準  
十七 各発行対

（別表のとおり）  
額面金額百円につき百円  
銘柄毎の基準利回りは、平成三十一年四月十八日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

十八 元利金の支  
十九 払場所  
二十 入札参加  
二十 払込期日

日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成三十一年四月十九日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十三年回四)	○・六%	令和六年六月十日	九百三十五億円
利付国庫債券 (第十三年回五)	○・五%	令和六年六月十日	六十七億円
利付国庫債券 (第十三年回九)	○・四%	令和七年七月十日	二千四百四十億円
利付国庫債券 (第十三年回一)	○・三%	令和七年七月十日	四百八十九億円
利付国庫債券 (第十三年回二)	○・一%	令和八年八月十日	五百十五億円
利付国庫債券 (第十三年回三)	○・一%	令和八年八月十日	四億円
利付国庫債券 (第十三年回五)	○・一%	令和九年二月十日	三百七十六億円
利付国庫債券 (第十三年回六)	○・一%	令和九年三月十日	六十三億円

（（利 第二付 九十年 十年庫 三）債 回券）	（（利 第二付 九十年 十年庫 二）債 回券）	（（利 第二付 九十年 十年庫 一）債 回券）	（（利 第二付 九十年 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 八十年 十年庫 八）債 回券）	（（利 第二付 八十年 十年庫 七）債 回券）	（（利 第二付 八十年 十年庫 六）債 回券）	（（利 第二付 八十年 十年庫 五）債 回券）	（（利 第二付 八十年 十年庫 四）債 回券）	（（利 第二付 七十年 十年庫 九）債 回券）	（（利 第八回 三年） 付庫 債券）	（（利 第七回 三年） 付庫 債券）
二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %
月令 二和 十九 日年 三	二令 月和 二八 十年 日十	月令 二和 十八 日年 九	月令 二和 十八 日年 九	月令 二和 十八 日年 六	月令 二和 十八 日年 三	月令 二和 十八 日年 三	月令 二和 十八 日年 三	二令 月和 二七 十年 日十	月令 二和 十七 日年 六	月令 二和 十九 日年 九	月令 二和 十九 日年 六
五 十 九 億 円	円百 八 十 一 億	五 十 一 億 円	一 億 円	円百 八 十 一 億	百 五 億 円	百 六 億 円	円二 百 四 十 億	二 十 九 億 円	二 十 一 億 円	九 億 円	二 十 一 億 円

（（利 回第二付 ）百十国 二）年庫 十）債 七 券	（（利 回第二付 ）百十国 二）年庫 十）債 五 券	（（利 回第二付 ）百十国 二）年庫 十）債 二 券	（（利 回第二付 ）百十国 二）年庫 十）債 一 券	（（利 回第二付 ）百十国 十）年庫 八）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 十）年庫 五）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 十）年庫 三）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 九）年庫 回）債 ） 券	（（利 回第二付 ）百十国 九）年庫 七）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 九）年庫 五）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 九）年庫 四）債 回 券
一 ・ 九 %	二 ・ 二 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %
三令 月 和 二十 三 日 年	三令 月 和 二十 三 日 年	九令 月 和 二十 二 日 年	九令 月 和 二十 二 日 年	六令 月 和 二十 二 日 年	日十令 二 和 月十 二一 十年	九令 月 和 二十 一 日 年	三令 月 和 二十 一 日 年	月令 二 和 十九 日 年 九	月令 二 和 十九 日 年 六	月令 二 和 十九 日 年 三
九 億 円	五 十 五 億 円	二 十 五 億 円	二 十 七 億 円	四 十 一 億 円	八 億 円	二 十 五 億 円	九 億 円	十 一 億 円	二 十 億 円	五 十 二 億 円

（（利 第三付 十国 六年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 九国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第三付 七国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第三付 四国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第三付 三国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第三付 二国 回年庫 ））債 ）券	（（利 回第二 ）百十 ）四年 十）庫 六）債 六）券	（（利 回第二 ）百十 ）四年 十）庫 二）債 二）券	（（利 回第二 ）百十 ）三年 十）庫 九）債 九）券
二 ・ 五 %	一 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 九 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 六 %
九令 月 和 二十 六 日 年	日十令 二和 月十 二四 十年	五令 月 和 二十 四 日 年	日十令 一和 月十 二二 十年	五令 月 和 二十 二 日 年	二令 月 和 二十 二 日 年	九令 月 和 二十 五 日 年	日十令 二和 月十 二四 十年	六令 月 和 二十 四 日 年
二 十 四 億 円	五 十 一 億 円	八 十 六 億 円	六 十 五 億 円	十 五 億 円	七 十 二 億 円	円百 六 十 二 億	七 億 円	億三 百 四 十 七